

# 第3回

## 鴻巣市上下水道事業運営審議会 (水道事業)



令和6年7月18日



# ● 議題 (1) 料金体系等の検討について

① 第2回までのおさらい

② 料金体系について

③ 料金の現状分析

④ 改定方針 (案) について



# ①第2回までのおさらい



# 諮問の確認

諮問について

## 【諮問事項】

鴻巣市の適正な水道料金の水準について

## 【審議会】

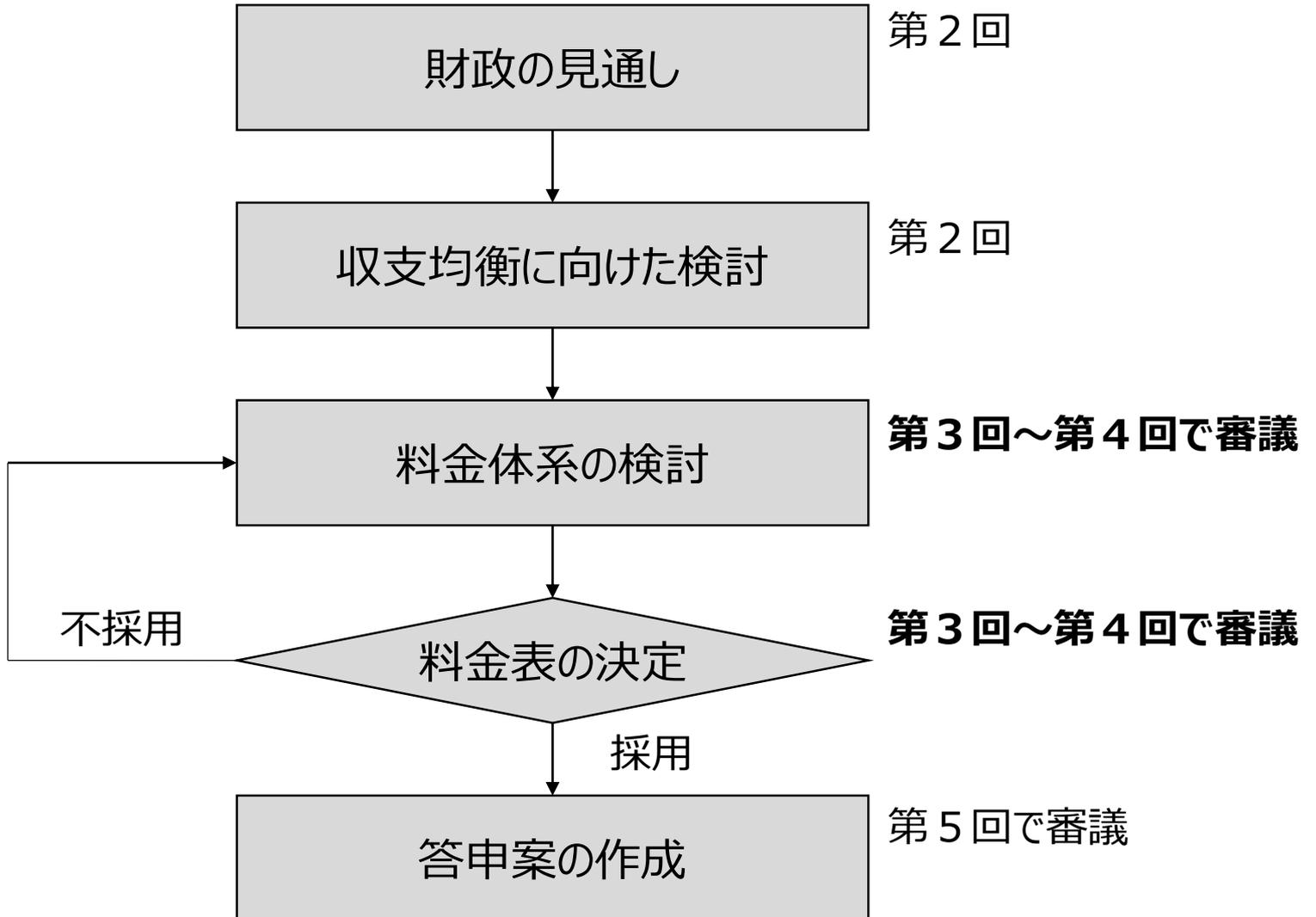
健全な運営を行うため、適正な水道料金の水準について審議

答申案の作成



答 申

# 検討の進め方



# 第2回での決定事項

● 料金改定率について → **20.0%増**として検討を進めます

改定案	供給単価 (案)	設定の考え方とシミュレーション結果
現状維持	157.8円/m <sup>3</sup>	○ <b>料金を改定しない</b> (参考：給水原価158.1円) ----- ※料金回収率の低下、令和7年度に純損失に転じることが見込まれる。
<b>A案</b>	189.3円/m <sup>3</sup> (20.0%UP)	○ <b>ビジョン(改訂版)に基づく改定率</b> (資産維持費1%) →改定率20%の場合、約11億円必要 ----- ※料金検討期間内では目標を達成できることが見込まれる、かつ、動力費等の高騰にも耐えられる。 ※令和11年度に再び料金回収率100%を下回るため、再度見直しが必要。
<b>B案</b>	184.6円/m <sup>3</sup> (17.0%UP)	○ <b>目標達成可能な最低限の改定率</b> (資産維持費1%) →改定率17%の場合、約9億円必要 ----- ※A案を精査し、目標を達成できる料金改定率を最低限とした。 ※令和10年度に再び料金回収率100%を下回るため、再度見直しが必要。
<b>C案</b>	216.1円/m <sup>3</sup> (37.0%UP)	○ <b>料金検討期間の総括原価に合わせる。</b> (資産維持費3%) →改定率37%の場合、約20億円必要 ----- ※「水道料金算定要領(日本水道協会)」で標準とされる水準であるが、現行料金からの改定率が高い。

## 第2回での決定事項

- 県水の値上げについて

### 第2回審議会時の情報

- 県水の受水単価は、現在の61.78円/m<sup>3</sup>から、R7以降は74円/m<sup>3</sup>に上がる見通し（約20%上昇）である。

### 第2回審議会後の情報 （令和6年7月1日時点）

- 改定率は、複数パターンのシミュレーション検討を行ったが、次のとおりとなった。  
R8年度76円/m<sup>3</sup>程度（約23%上昇、料金算定期間R7～R10年度）  
なお、改定額は現段階の試算であり、今後、令和5年度決算等を踏まえて精査する。

- 県水の動向を踏まえ、改定率に上乗せして反映する必要がある。

※参考として改定率20%で試算すると、  
受水費は3年で約3億円増加し、更に約6%の上乗せが必要

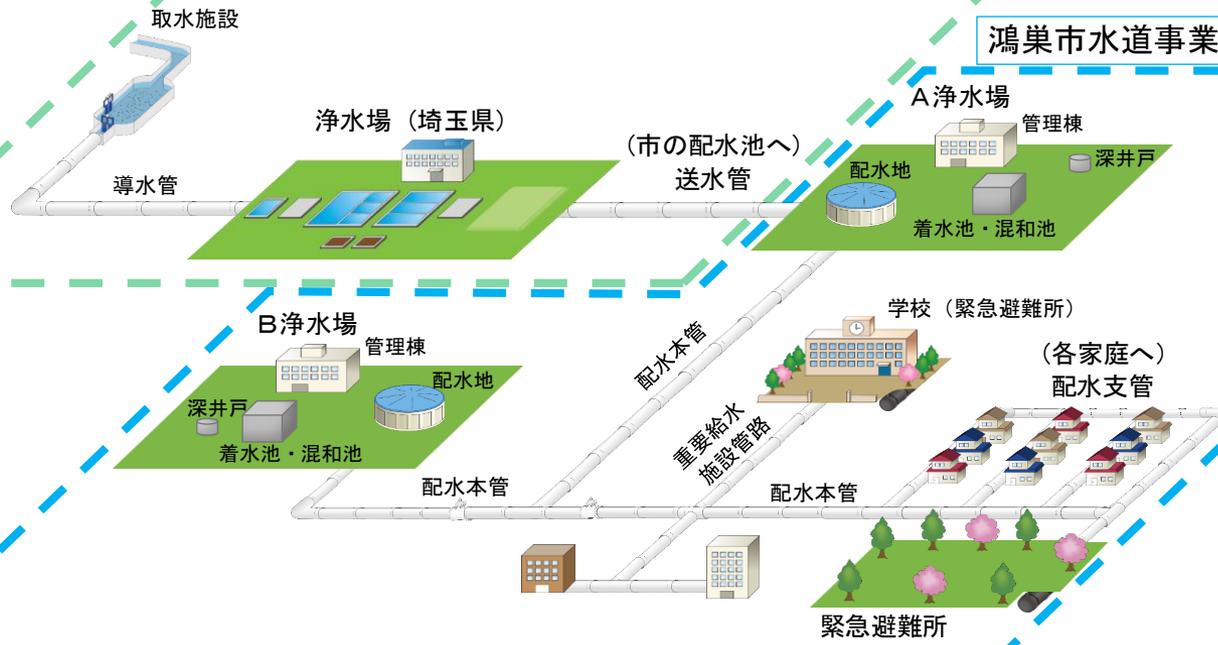
# なぜ料金は事業者で違うのか

- 水道事業は、原則として市町村が経営  
→ 水道水の製造コスト、維持管理コストが水道料金を左右する
- 市町村ごとに水源の種類、場所、水道施設の建設時期、事業規模、施設の維持管理費等が違う  
→ コストにも差が生じ、それが水道料金に反映される

## 【鴻巣市の水道施設概要】

### 埼玉県水道用水供給事業

### 鴻巣市水道事業



### 【鴻巣市の特徴】

- 配水ポンプにより圧送  
→ 電気代、ポンプの維持管理費、減価償却費が**多い**
- 水道メーター密度が低い  
→ 水道管1km当たりの水道使用者が**少ない**

# 料金改定状況（国）

●厚生労働省はR5年7月6日に

「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」を発出

→水道施設の計画的な更新や耐震化を推進するとともに、水道施設の更新等の原資を確保するための、**適切な水道料金の設定**について周知

# 料金改定状況（国）

(法律関係)

## ●水道法第14条第2項第1号

水道料金が「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と定められている

## ●水道法施行規則第12条第2号及び第3号

総括原価が当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後、までの期間（料金算定期間）について算定されたものであり、料金算定期間ごとの適切な時期に見直すもの と規定される

# 他事業体の動き（全国）

## ● 料金改定状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの一年間の改定状況

- ・改定を行った水道事業体数は63事業体
- ・平均改定率は11.1%
- ・改定までの平均期間は5年

## 料金改定状況の推移

項目	年別 4月1日現在	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	改定事業体数（箇所）		74	68	51	82	44	65
集計事業体に対する割合（%）		5.8	5.3	4.0	6.5	3.5	5.2	5.1
平均改定率（%）		7.8	11.0	10.1	9.4	8.2	11.0	11.1
改定までの平均期間（年）		3.5	4.5	6.1	4.2	3.0	4.2	5.0

出典：水道料金表（令和5年4月1日現在）公益社団法人 日本水道協会

※令和5年4月1日現在の水道事業体（末端給水）は1,229事業体（用水供給事業68を含めると1,297事業体となる）

# 他事業体の動き（全国）

（参考）

● EY Japanと一般社団法人水の安全保障戦略機構が「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？」（2024版）を発表

試算によると、

- ・2046年度までに約96%の事業体で値上げが必要とされる
- ・水道料金の値上げ率は全国平均で48%



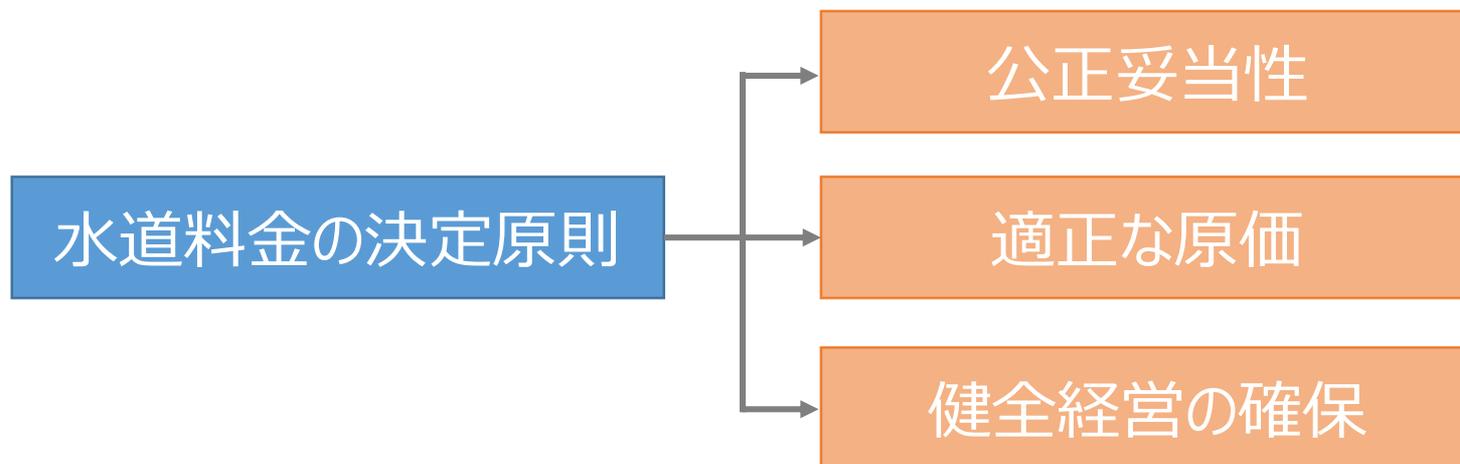
## ②料金体系について



# 水道料金の設定要件

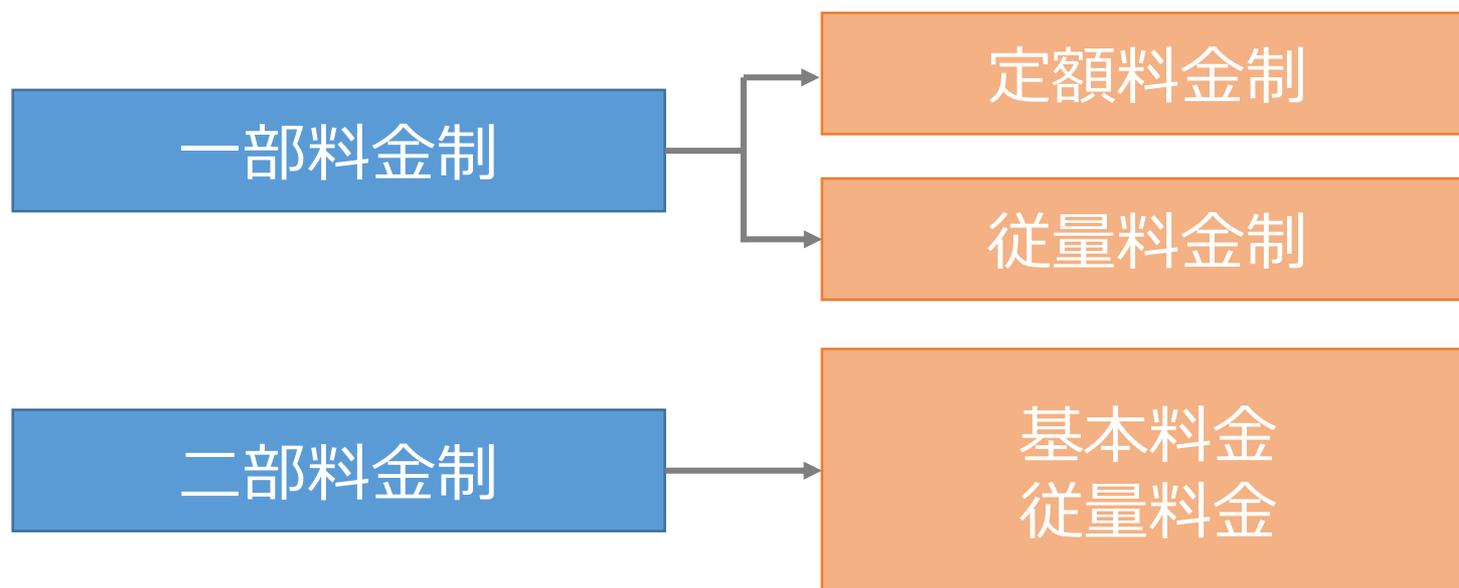
## ●水道法第14条第2項

- 一 料金が、能率的な経営の下における**適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保**することができる**公正妥当なもの**であること
- 二 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること
- 三 (略)
- 四 特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと



# 料金体系のあり方

- 一部料金制は、「定額料金」もしくは「従量料金」のみで構成
- 二部料金制は、「基本料金」と「従量料金」の組み合わせ



👉 多くの事業者が「二部料金制」を採用  
鴻巣市も「二部料金制」を採用

# 料金体系のあり方

## ●「基本料金」と「従量料金」について

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	検針・メーター関係費、維持管理費、減価償却費、支払利息、資産維持費 等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	薬品費、動力費 等

## ●基本料金収入割合について

(考え方) 検針・メーター関係費や維持管理費等の費用は本来、全額基本料金とされるべきもの

→ただし、全額基本料金とすると、**基本料金は著しく高額**となる

(現状) 基本料金の高額化を避けるために、相当部分を従量料金に配賦している

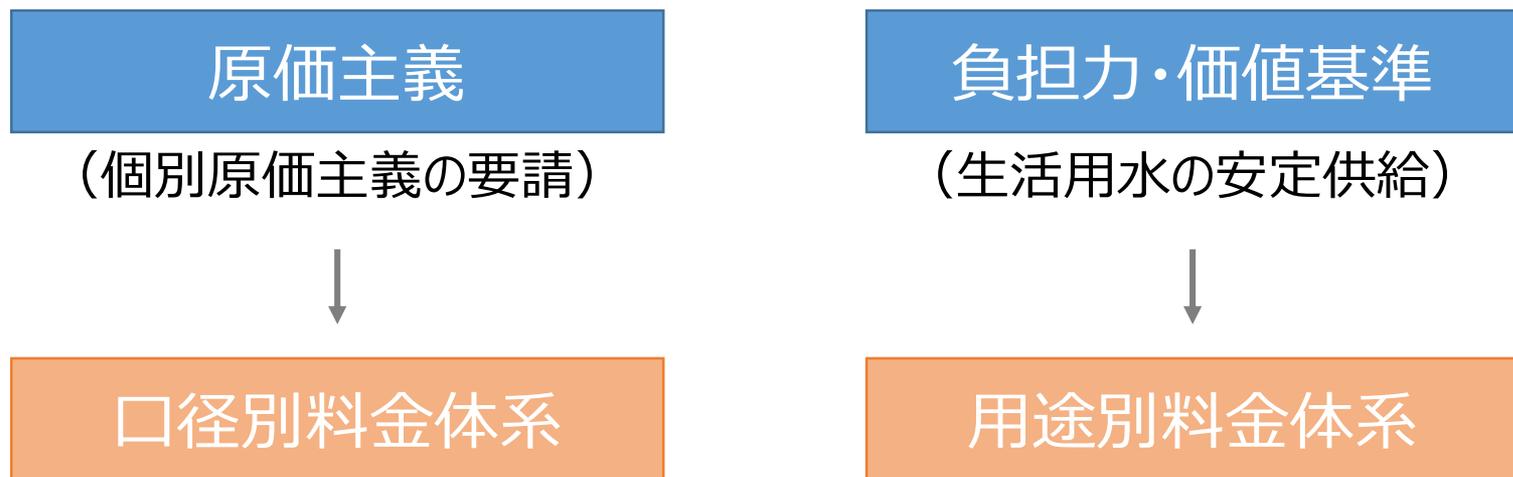
→従量料金が多い場合、水量変動に応じるため、**収入が安定しない**



適正な料金水準とし、安定した収入確保を図りたい

# 料金体系のあり方

- 料金は、水道メーターの口径の違いによって設定する方法と水道の用途別に料金を設定する方法がある

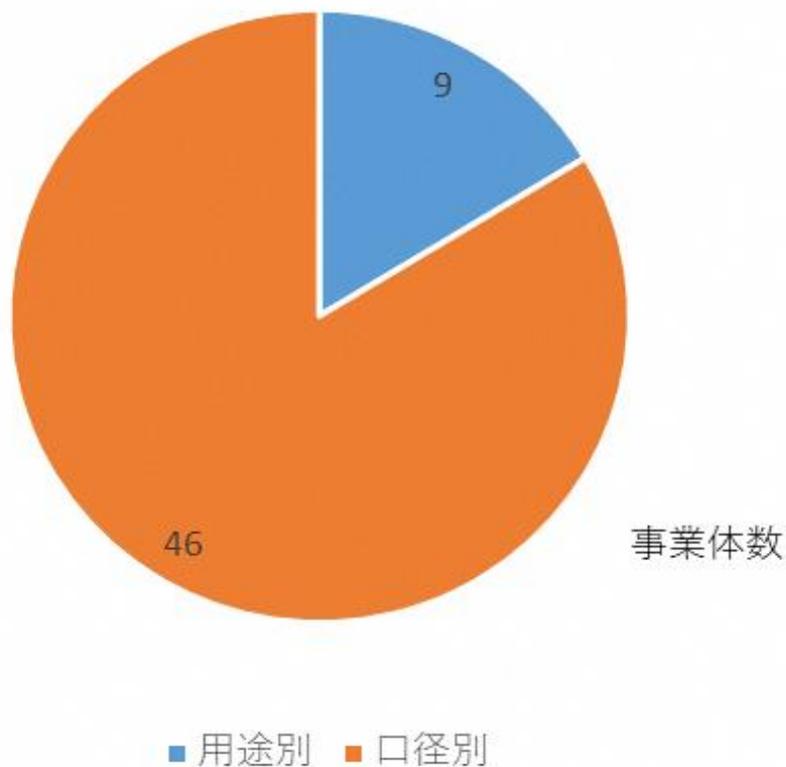


- 基本水量は、一般家庭に一定水量の使用を促し、公衆衛生の水準を保つとともに、その部分に係る料金の低廉化を図るもの

# 料金体系のあり方

## ● 県内の採用状況（料金）

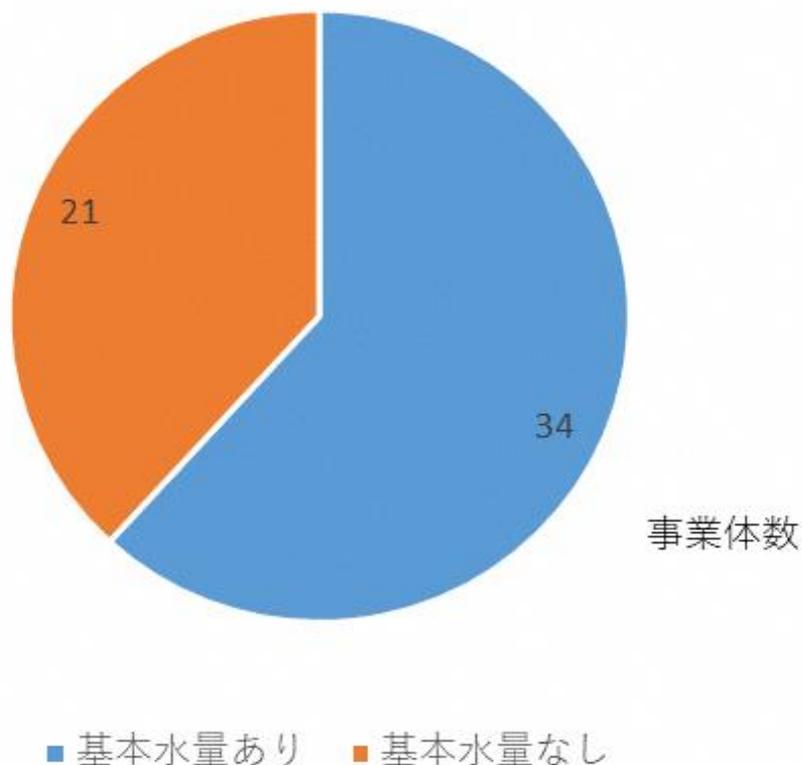
- ・用途別を採用する事業者は、9事業者（16.4%）
- ・口径別を採用する事業者は、46事業者（83.6%）



出典：水道料金表（令和5年4月1日現在）公益社団法人 日本水道協会

# 料金体系のあり方

- 県内の採用状況（基本水量の有無）
  - ・基本水量ありの事業者は、34事業者（61.8%）
  - ・基本水量なしの事業者は、21事業者（38.2%）



出典：水道料金表（令和5年4月1日現在）公益社団法人 日本水道協会

### ③料金の現状分析



# 市の現行料金体系

## ● 鴻巣市料金表

- ・口径別、基本水量あり（13・20mmのみ）を設定している
- ・一般家庭に向けて、13・20mm（以下、家庭用）は同一単価としており、8 m<sup>3</sup>までは基本料金内で使用できる
- ・従量料金は、家庭用に配慮し、逡増制を採用

（1か月分、消費税抜き）

料金表（消費税抜き）

口径	基本料金	従量料金（円/m <sup>3</sup> ）					
	（円/月）	0～8m <sup>3</sup>	9～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～
13mm	980	0	150	170	180	190	200
20mm	980						
25mm	1,500						
30mm	1,700						
40mm	2,000						
50mm	2,500						
75mm	3,000						
100mm	3,500						

# 市の水量使用実績

## ● 鴻巣市の特徴

- ・基本料金による収入のうち、家庭用が全体の約97%を占める。
- ・従量料金に占める割合は、家庭用の使用水量11～20m<sup>3</sup>及び前後の水量区間の使用量が多い
- ・口径25mm以上は使用水量101m<sup>3</sup>以上の従量料金が多い  
→ただし、家庭用と比べると割合が小さい

調定実績にもとづく料金算定

(単位：千円)

口径	基本料金	水量区分 (～〇m <sup>3</sup> /月) ごとの従量料金										水道料金 合計
		0～5m <sup>3</sup>	6～8m <sup>3</sup>	9～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～40m <sup>3</sup>	41～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～	計	
13mm	302,926	0	0	59,933	205,821	91,831	31,022	10,151	5,701	1,172	405,631	708,557
20mm	285,631	0	0	70,223	263,226	123,607	39,107	12,644	9,859	2,255	520,921	806,552
25mm	7,968	3,661	1,993	1,246	5,344	4,544	3,343	2,646	7,497	13,998	44,272	52,240
30mm	2,921	1,241	704	453	1,987	1,934	1,920	1,846	7,514	40,751	58,350	61,271
40mm	3,076	1,092	631	412	1,917	1,881	1,730	1,661	7,341	51,105	67,770	70,846
50mm	2,040	587	347	229	1,122	1,199	1,185	1,211	5,469	57,676	69,025	71,065
75mm	1,473	340	202	135	671	754	788	819	3,830	64,658	72,197	73,670
100mm	210	45	27	18	90	102	108	114	570	8,516	9,590	9,800
	606,245	6,966	3,904	132,649	480,178	225,852	79,203	31,092	47,781	240,131	1,247,756	1,854,001

基本料金の割合 **32.7%**

出典：調定実績（令和元年度）

※家庭用：口径13mm、20mm

# 現状分析から見た課題

- 基本料金による収入の多くが、口径13・20mm（以下、家庭用）である
- 従量料金は、家庭用の使用水量11～20m<sup>3</sup>及び前後の水量区間の割合が大きい
  - 家庭用は市民生活に対して考慮したいが、収入割合が大きいため、基本料金も含めて値上げを行い、収入を確保することが望ましい
- 大口需要者による使用水量101m<sup>3</sup>以上の利用について、一定の収入があるため、逡増度は下げられない
  - 逡増度を引き下げは使用水量の少ない使用者への影響が大きくなる



- 全ての口径、使用水量に対して一様に値上げすることが望ましい

なお、基本水量を廃止した場合、節水により需要者にメリットが出るか、併せて検討する

※家庭用：口径13mm、20mm

## ④改定方針（案）について



# 改定方針（案）

## ●改定方針（案）

本市の料金の特徴を踏まえ、改定率20%を目標に以下、3案の検討を行う

A案：全ての口径と使用水量区分に対し、一様に値上げした場合  
(料金表に改定率を乗じる)

B案：基本料金の割合を高めた場合  
(「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づく標準割合)

C案：基本水量を廃止した場合  
(家庭用1m<sup>3</sup>から従量料金を設定)

※家庭用：口径13mm、20mm

# (A案) について

## ● 基本料金、従量料金を一律1.20倍した場合の改定案

(1ヶ月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金 (従量料金：1 m <sup>3</sup> 当たりの単価)							
		0～ 5m <sup>3</sup>	6～ 8m <sup>3</sup>	9～ 10m <sup>3</sup>	11～ 20m <sup>3</sup>	21～ 30m <sup>3</sup>	31～ 40m <sup>3</sup>	41～ 100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～
13	<b>1,180円</b> (20.4%)	基本料金に含む							
20	<b>1,180円</b> (20.4%)				<b>180円</b>	<b>210円</b>	<b>220円</b>	<b>230円</b>	<b>240円</b>
25	<b>1,800円</b> (20.0%)		<b>180円</b>						
30	<b>2,040円</b> (20.0%)		(20.0%) 調整なし	(20.0%) 調整なし	(23.5%) 切り上げ	(22.2%) 切り上げ	(21.1%) 切り上げ	(20.0%) 調整なし	
40	<b>2,400円</b> (20.0%)		(180円)	(180円)	(204円)	(216円)	(228円)	(240円)	
50	<b>3,000円</b> (20.0%)								
75	<b>3,600円</b> (20.0%)								
100	<b>4,200円</b> (20.0%)								

改定率	20.7%
基本料金収入割合	32.6%

※改定案の従量料金は、1円単位を10円単位にまるめ調整

# (B案) について

- 「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づき水道料金を算定した結果、基本料金の割合を41.2%まで上げることが望ましいと試算される  
→基本料金の割合を高める案

(1ヶ月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金（従量料金：1 m <sup>3</sup> 当たりの単価）							
		0～ 5m <sup>3</sup>	6～ 8m <sup>3</sup>	9～ 10m <sup>3</sup>	11～ 20m <sup>3</sup>	21～ 30m <sup>3</sup>	31～ 40m <sup>3</sup>	41～ 100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ～
13	<b>1,470円</b> (50.0%)	基本料金に含む							
20	<b>1,470円</b> (50.0%)				<b>160円</b>	<b>180円</b>	<b>190円</b>	<b>200円</b>	<b>210円</b>
25	<b>2,250円</b> (50.0%)	<b>160円</b>							
30	<b>2,550円</b> (50.0%)	(6.7%) 切り上げ (158円)		(6.7%) 切り上げ (158円)	(5.9%) 切り上げ (179円)	(5.6%) 切り上げ (189円)	(5.3%) 切り上げ (200円)	(5.0%) 調整なし (210円)	
40	<b>3,000円</b> (50.0%)								
50	<b>3,750円</b> (50.0%)								
75	<b>4,500円</b> (50.0%)								
100	<b>5,250円</b> (50.0%)								

改定率	20.4%
基本料金収入割合	40.7%

※改定案の従量料金は、1円単位を10円単位にまるめ調整

# (C案) について

## ● 基本水量を廃止する案

→ 現行の基本料金収入割合を据置き、基本水量を廃止する場合

(1ヶ月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金 (従量料金: 1 m <sup>3</sup> 当たりの単価)							
		0~ 5m <sup>3</sup>	6~ 8m <sup>3</sup>	9~ 10m <sup>3</sup>	11~ 20m <sup>3</sup>	21~ 30m <sup>3</sup>	31~ 40m <sup>3</sup>	41~ 100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
13	<b>1,180円</b> (20.4%)	<b>60円</b> (皆増)	<b>60円</b> (皆増)						
20	<b>1,180円</b> (20.4%)					<b>150円</b>	<b>170円</b>	<b>180円</b>	<b>190円</b>
25	<b>1,800円</b> (20.0%)		<b>150円</b>						
30	<b>2,040円</b> (20.0%)		(0%) 調整なし (150円)	(0%) 調整なし (150円)	(0%) 調整なし (170円)	(0%) 調整なし (180円)	(0%) 調整なし (190円)	(0%) 調整なし (200円)	
40	<b>2,400円</b> (20.0%)								
50	<b>3,000円</b> (20.0%)								
75	<b>3,600円</b> (20.0%)								
100	<b>4,200円</b> (20.0%)								

改定率	20.2%
基本料金収入割合	32.7%

※改定案の従量料金は、1円単位を10円単位にまるめ調整

# 各改定案に基づく試算

## ● 家庭用の場合、現行料金と各改定案の水道料金との差額

(1か月分、消費税抜き)

使用水量 (m <sup>3</sup> /月)	現行料金 (円)	ケースA (円) 一律に値上げする (案)		ケースB (円) 水道料金算定要領 (案)		ケースC (円) 基本水量廃止 (案)	
		改定料金	(差額)	改定料金	(差額)	改定料金	(差額)
5	980	1,180	+200	1,470	+490	1,480	+500
8	980	1,180	+200	1,470	+490	1,660	+680
10	1,280	1,540	+260	1,790	+510	1,960	+680
20	2,780	3,340	+560	3,390	+610	3,460	+680
30	4,480	5,440	+960	5,190	+710	5,160	+680
40	6,280	7,640	+1,360	7,090	+810	6,960	+680
50	8,180	9,940	+1,760	9,090	+910	8,860	+680
100	17,680	21,440	+3,760	19,090	+1,410	18,360	+680
500	97,680	117,440	+19,760	103,090	+5,410	98,360	+680
1,000	197,680	237,440	+39,760	208,090	+10,410	198,360	+680
2,000	397,680	477,440	+79,760	418,090	+20,410	398,360	+680

※家庭用：口径13mm、20mm

# 各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（A案）

（消費税込み）

世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 （円）	A案 （円）	差額 （円）
1人		16m <sup>3</sup> (16.2m <sup>3</sup> )	2,156	2,596	+440
2人		30m <sup>3</sup> (29.8m <sup>3</sup> )	4,466	5,368	+902
3人		40m <sup>3</sup> (39.8m <sup>3</sup> )	6,116	7,348	+1,232
4人		46m <sup>3</sup> (46.2m <sup>3</sup> )	7,238	8,734	+1,496

※家庭用：口径13mm、20mm

# 各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（**B案**）

（消費税込み）

世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 （円）	<b>B案</b> （円）	差額 （円）
1人		16m <sup>3</sup> (16.2m <sup>3</sup> )	2,156	3,234	+1,078
2人		30m <sup>3</sup> (29.8m <sup>3</sup> )	4,466	5,698	+1,232
3人		40m <sup>3</sup> (39.8m <sup>3</sup> )	6,116	7,458	+1,342
4人		46m <sup>3</sup> (46.2m <sup>3</sup> )	7,238	8,646	+1,408

※家庭用：口径13mm、20mm

# 各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（C案）

（消費税込み）

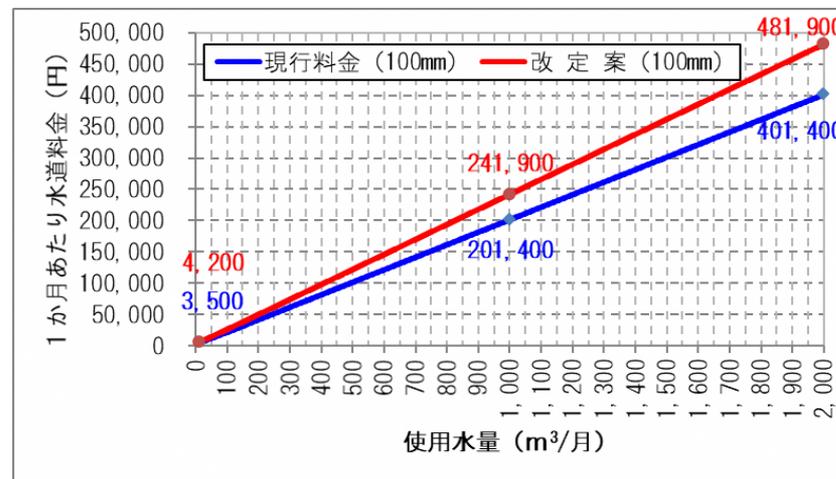
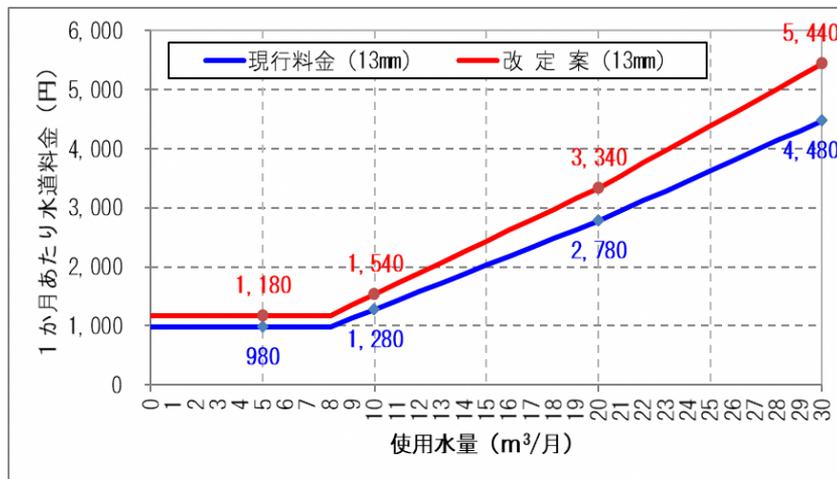
世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 （円）	C案 （円）	差額 （円）
1人		16m <sup>3</sup> (16.2m <sup>3</sup> )	2,156	3,652	+1,496
2人		30m <sup>3</sup> (29.8m <sup>3</sup> )	4,466	5,962	+1,496
3人		40m <sup>3</sup> (39.8m <sup>3</sup> )	6,116	7,612	+1,496
4人		46m <sup>3</sup> (46.2m <sup>3</sup> )	7,238	8,734	+1,496

※家庭用：口径13mm、20mm

# (A案) について

## ● 基本料金、従量料金を一律1.20倍した場合の改定案

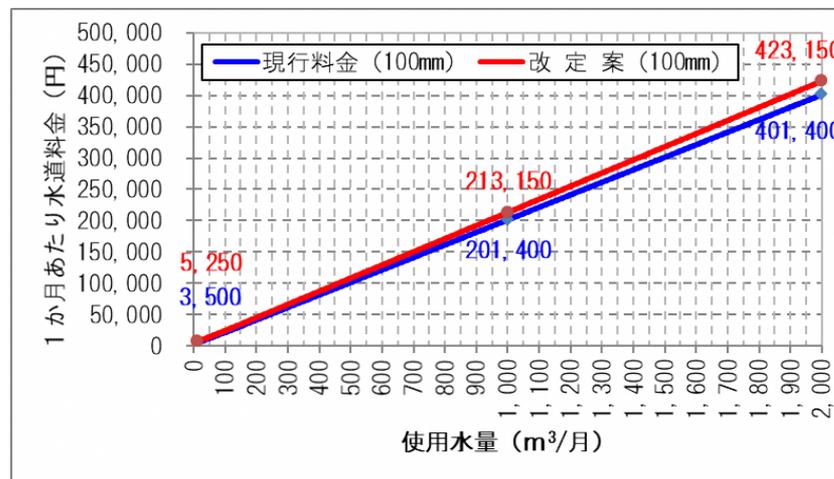
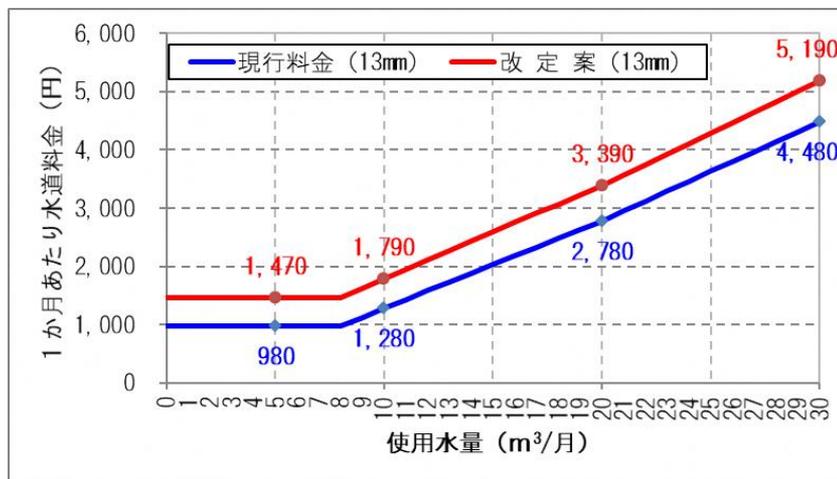
(消費税抜き)



視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定による影響の偏りはなく、負担に差がない</li> <li>基本料金の収入割合は現状維持</li> </ul>	😊
使用者 (少量)	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担増がB案、C案に比べて少ない</li> </ul>	😊
使用者 (大口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従量料金の改定額がB案、C案よりも高くなる</li> </ul>	😞

# (B案) について

- 「水道料金算定要領」に基づき、基本料金の割合を高める案  
(消費税抜き)

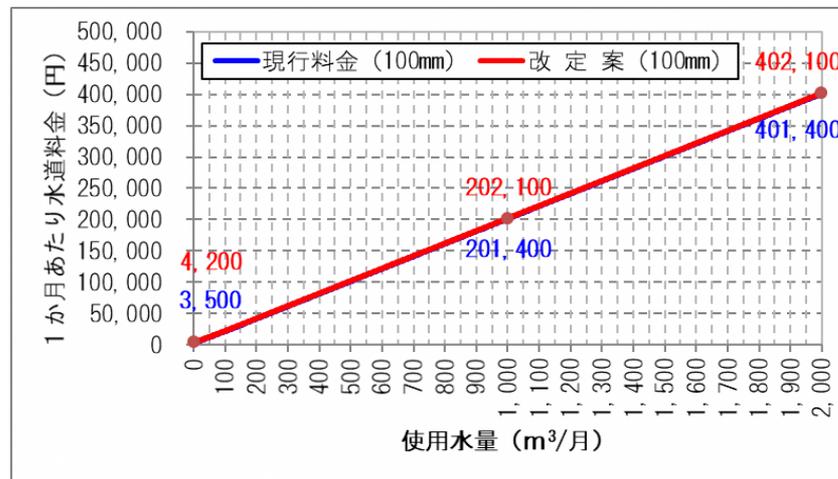
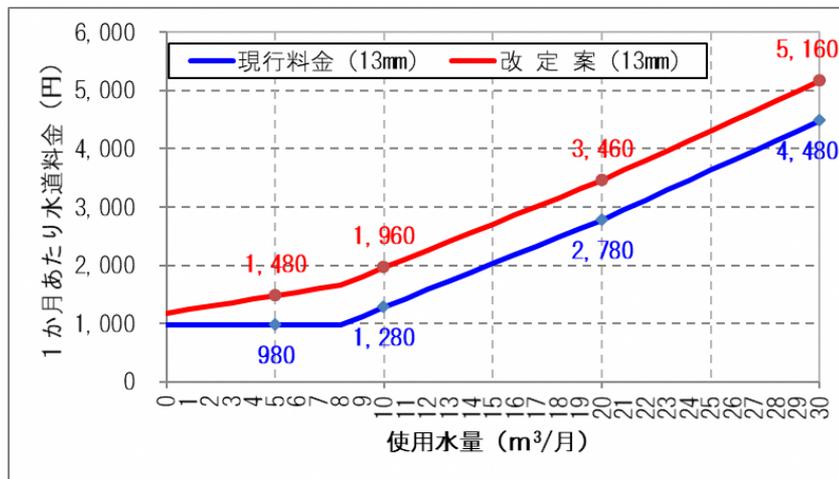


視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	・基本料金の収入割合が高くなるため、収入が安定する	😊
使用者 (少量)	・基本料金が高くなるため、A案よりも負担が大きくなる	😞
使用者 (大口)	・A案よりも負担は少なくなる	😊

# (C案) について

## ● 基本水量を廃止する案

(消費税抜き)



視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	・基本料金の収入割合は現状維持	😊
使用者 (少量)	・基本料金内としていた水量区分に対しても従量料金を付すため料金が上昇する	😞
使用者 (大口)	・従量料金に変更がないため、影響が少ない	😊

# 次回 第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会

予定 令和6年8月6日（火） または 7日（水）

## 内容（予定）

- ・ 料金の現状分析
- ・ 料金体系について
- ・ 料金表の決定



※内容については、追加・変更となる可能性がありますので、ご了承ください。